

集落営農組織の労災制度への加入について

【何が問題か？】

富山県では、集落営農組織の設立により、米の生産コスト削減や生産調整に対応しながら、集落の農業生産体制を築いてきました。

昨今、集落営農組織の設立目的はある程度達成された感がありますが、組織運営面、とりわけ農作業においてはリスクが年々大きくなっているのではないかと感じています。具体的には、農業機械が大型化、高性能化している反面、操作を年に数日しかしていない慣れない人や初心者、高齢者に任せるしかない状況にあるからです。

そのような中では、組織とすれば、万が一の事態に備え労災保険や民間の傷害保険に加入するなどリスクを回避し、円滑な運営を図るべきでないかと考えます。

営農組合の役員さんから「理解はしているが、掛金が負担だ」という声を聞くこともあります。他県の組織では無保険状態で農作業死亡事故が発生し、多額の補償が必要になったという、被害者だけでなく、全ての構成員にとって悲しい事件が起こっており、目先の掛け金にとらわれた運営は見直すべきでないでしょうか。

本資料では、集落営農組織において加入できる労災制度を紹介しながら、組織が労務対価を「給与」、「従事分量配当」のいずれかで支出する時の、加入できる労災の種類と消費税における取り扱いを整理することにより労災等への加入を促進し、組織の円滑な運営に資することを目標にしています。

【労災制度とは？】

「労災」とは、「労働者災害補償保険」の略称で、労働者災害補償保険法に基づき、業務災害及び通勤災害にあった労働者又はその遺族に保険給付を行う政府管掌の制度です。

労災は、あくまでも労働者を対象にした制度で、使用者すなわち経営者は対象外とされています。

また、この経営者の範囲には、農業経営を行う事業主や集落営農組織の構成員も含まれます。つまり、農作業事故という危険と隣り合わせにある農業者の多くが労災に加入できないことを意味します。

しかしながら、国では、農業における業務の実態、災害の発生状況、労働者に準じた保護の必要性から「特別加入」制度を設けています。

農業者の場合、

- ① 中小事業主等(常時 300 人以下の労働者を使用する事業主等)
- ② 指定農業機械作業従事者(トラクターやコンバインなどの機械を使用する自営農業者)
- ③ 特定農作業従事者(農業用機械作業や農薬散布作業など特定農作業を行う自営農業者)

のいずれかで加入することができます。

【労務対価の支給方法と労災加入】

組織の労務対価の支給方法と労災加入の関係について解説します。

従事分量配当を支給する法人の場合、構成員は全員が経営者であり、組織での労務は自己責任での提供と位置付けられ、「使用者」側と判断されます。つまり、労災は「特別加入」でしか加入できないこととなります。

他方、給与を支給する法人の場合、そこには代表者等からの一定の指揮命令が存在し、それに対する労務提供と位置付けられ、「労働者」に該当するケースが多いと考えられます。「労働者」に該当すれば、労災は「一般加入」で加入できることとなります。

労災の「特別加入」と「一般加入」では、その掛金を算定すると特別加入の方が高くなるのが一般的で、よって、特別加入で手続きする従事分量配当を行う運営の方が労災掛金は高くなります(下記の計算例を参照)。

労災掛金は、一般加入は支払った賃金に対して 13/1,000で計算されます。

(例) 1日 8,000 円で、年 50 日作業に従事した場合

掛金： $8,000 \text{ 円} \times 50 \text{ 日} \times 13/1,000 = 5,200 \text{ 円}$

それに対し、特別加入は受け取った配当金とは関係なく、加入時に、給付基礎日額を定め、「指定農業機械」、「特定農作業従事者」から加入区分を選択します。

(例) 給付基礎日額を 1 日 8,000 円とし、特定農作業従事者で加入した場合

掛金： $8,000 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 9/1,000 = 26,280 \text{ 円}$

例では、従事分量配当の運営で特別加入する方が 21,080 円労災掛金が高くなります。

【労務対価の支給方法と消費税額との関係】

次に、労務対価の支給方法と労災掛金に加え、消費税額の関係を重ねてみます。

消費税は、従事分量配当か給与のいずれで支給するかにより、消費税額は異なってきます。従事分量配当の場合は「課税仕入」となる一方、「給与」の場合は不課税となり、消費税の納税額からの控除がないこととなります。つまり、従事分量配当の方が消費税額は小さくなることが一般的です(下記の計算例を参照)。

消費税では、「従事分量配当配当」という概念で支払われた労務対価は「課税仕入」と扱われ、消費税額の計算で減算されます。

(例) 1日 8,000 円で年 50 日作業に従事し、400,000 円が配当として支払われた場合

消費税計算での控除額： $400,000 \text{ 円} \times 8/108 = 29,600 \text{ 円}$

一方、「給与」という概念で支払われた労務対価は「不課税」と扱われ、課税仕入(消費税計算において減算されるもの)には含まれません。よって、上述例と同じ 400,000 円でも給与の場合は消費税計算から除外される(控除される消費税額がない)こととなります。

つまり、従事分量配当を行う方が 29,600 円消費税納税額が少なくなります。

なお、消費税の金額が異なるのは、「本則課税」の法人で、「簡易課税」を選択している場合や組織への課税がない任意組合の場合は影響ありません。

《労災加入と労務対価、それに伴う消費税の扱い整理表》

労務対価	従事分量配当	給与
労災加入	特別加入のみ	一般加入も可
消費税計算	課税仕入	不課税

【構成員(出資者)の家族の扱いは？】

以上のことをまとめると、組織が従事分量配当を選択した時、給与の場合と比較し、消費税額は小さくなる方に作用する反面、労災掛金は高くなるのが一般的ということになります。

ところで、労務対価の支払いはあくまでも組織構成員、すなわち「出資者」に対してのものであり、出資をしていない従業員への労務対価は「給与」となり労災は一般加入の扱いとなります。

ここで、留意してほしいのは、従事分量配当の法人において、構成員(出資者)の家族は、「使用者」か「労働者」か、どちらに含まれるかということです。

生計を一にする家族の場合は、構成員が家族の分も含めて自分の所得とするのが一般的でしたが、構成員の家族は従業員と扱い、労務対価は給与として本人に支給することも認められるようになってきました。このような法人では、構成員の家族が労災加入する場合、「一般加入」も考えられます。

(ただし、労働者として、組織と労働契約を結んでいる、労働者名簿に登載され、賃金台帳により支払った給料が明確化され、1ヶ月に1回以上の現金により支給し、源泉徴収を実施し、比較する労働者が存在するなど、労働者性が確保されていることが必要です。)

【労災の種類と加入できる内容】

集落営農組織の場合の組織内の立場ごとの特別加入と一般加入の可否や、補償の適用範囲は下表のとおりです。

		特別加入			一般加入
		中小事業主等	指定農業機械 作業従事者	特定農作業 従事者	
任意 組合	代表者等	△	△	△	×
	構成員(本人)	△	△	△	×
	従業員 (家族)	△	△	△	×
	従業員 第三者	×	×	×	○
法人 【配当】	代表者等	△	△	△	×
	構成員(本人)	△	△	△	×
	従業員 (家族)	△	△	△	△(※1)
	従業員 第三者	×	×	×	○
法人 【給与】	代表者等	△	△	△	×
	構成員(本人)	×	△	△	△(※1)
	従業員 (家族)	×	×	×	○(※1)
	従業員 第三者	×	×	×	○
災 害 発生時	業務上	対 象	対 象	対 象	対 象
	通勤途上	対 象	対象外	対象外	対 象
	業務外	対象外	対象外	対象外	対象外
補償対象 作 業	事業限定	農業及び関連 の一体的事業	農業	農業	なし
	作業限定	無	有(※3)	有(※5)	無
	場所限定	無	有(※4)	有(※6)	無
	時間限定	有(※2)	無	無	有
保険料率 (平成27年4月1日現在)		給付基礎日額×365日×下記の料率			支払った賃金の 13/1,000
		13/1,000	3/1,000	9/1,000	

注) ○は加入できる、△はいずれか1つを選択して加入、×は加入できない。

表の中で注目すべき事項は、網掛けした項目で、構成員本人や構成員家族が、組織の種類(任意組合、従事分量配当を行う法人、給与支給の法人)により、加入できる内容が異なる点です。加入内容が異なれば、労災掛金(保険料率)も変わりますので注意して下さい。

- (※1) 労働者として、組織と労働契約の締結、労働者名簿への登載、賃金台帳による支払った給料の明確化、賃金の1ヶ月に1度以上の現金による支給、源泉徴収の実施の他、比較する労働者があり、労働者性が確保されていることが必要。
- (※2) 所定労働時間内か、労働者の時間外労働に応じた就業に限られます。
- (※3) 土地の耕作や植物の栽培・採取の作業で指定農業機械及びこれに直接付随する作業に限定。
- (※4) ほ場又は作業場を原則。
- (※5) 土地の耕作や植物の栽培・採取の作業で、①動力により駆動される機械を使用する作業、②高さが2m以上の箇所における作業、③農薬散布の作業で、これらの作業に付随する準備や後始末の作業に限定。
- (※6) ほ場、格納庫、農舎、堆肥場、草刈り場、作業場と共同集荷施設の相互間の合理的経路。

【労災加入掛金と消費税額のシミュレーション】

組織が労災加入を決断するに当っては、労災掛金と消費税納税額の試算が必要です。そこで、売上高や経費、労務対価の額、構成員や労災に加入する人数などから労災掛金と消費税額をシミュレーションできる計算式の入ったエクセルのワークシートを作成しました。

市町村農政担当主務課、各JA営農指導主務課、各農林振興センター経営支援班にCDで配布してありますので、お問い合わせ下さい。

【労災の加入相談】

労災への加入について、一般加入(対象は従業員)の場合は、労働基準監督署へ直接出向いて手続きすることになります。

また、特別加入の場合は、最寄りのJAに相談してください。

具体的手続きについては、社会保険労務士に相談して下さい。

《 監 修 》	
特定社会保険労務士	畠山義明
中小企業診断士・税理士	安達長俊
《 協 力 》	
株式会社 トヤマデータセンター	
《編集・発刊》	
富山県担い手育成総合支援協議会(事務局：富山県農業会議)	

このパンフレットについてのご不明な点や詳細は、富山県農業会議、または、各農林振興センター経営支援班までお問い合わせ下さい。

富山県農業会議	TEL076-441-8961
新川農林振興センター経営支援班	TEL0765-52-0268
富山農林振興センター経営支援班	TEL076-444-4521
高岡農林振興センター経営支援班	TEL0766-26-8474
砺波農林振興センター経営支援班	TEL0763-32-8111